

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県がん研究振興会(以下「当法人」という。)定款第15条及び第31条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に規定する者をいい、次号の役員と併せて評議員等という。
- (2) 役員とは、定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (4) 費用とは、評議員等の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、評議員等の報酬を無報酬とする。

(費用)

第4条 当法人は、評議員等がその職務の執行にあたって要した費用については、これを速やかに支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。